



## 会計検査院 / 会計のとびら

- 1 会計検査院とは
- 2 会計検査の観点
- 3 会計検査の実施方法・根拠
- 4 説明会・研修資料
- 5 決算検査報告掲記事項

### ^ 1 会計検査院とは

会計検査院は、国会、内閣、裁判所いずれの機関からも独立しており、他から制約を受けることなく、予算が適切かつ有効に執行されているかを厳正に検査し、その結果を次の予算の編成や執行に反映させることで、国の行財政活動を健全に維持していく上で重要な役割を果たしています。

会計検査院による検査は、憲法90条及び会計検査院法等に基づき実施されます。

裁判所も国家機関である以上、例外なく、検査院から会計経理について検査を受ける対象になります。

(参考・検査の対象) [国会](#)、[裁判所](#)、[会計検査院](#)、[内閣](#)、[内閣府ほか11省等](#) | [検査の対象](#) | [会計検査院について](#) | [会計検査院 Board of Audit of Japan \(jbaudit.go.jp\)](#)

### ^ 2 会計検査の観点

会計検査院は、①正確性、②合規性、③経済性、④効率性、⑤有効性という五つの観点から検査を行っています。

正確性、合規性は、文字どおりの意味での観点です。皆さんも正確性及び合規性については当然のこととして日頃から事務を行っていると思います。ただ、経済性・効率性・有効性を、日頃から意識して事務を行うことは身近ではないかもしれません。

ちなみに、経済性・効率性・有効性は「3E」と呼びます。

経済性とは、予算の執行がより少ない費用で実施できないかという観点です。例えば、契約方式や仕様等が競争を阻害するものになっていないかということが問題になります。

効率性とは、業務の実施に際し、同じ費用でより大きな成果が得られないか、または、費用との対比で最大限の成果を得ているかという観点です。例えば、仕様が契約の目的を最大限発揮できる内容となっているかといったことが問題になります。

有効性とは、予算の執行の効果が目的を達成しているかという観点です。例えば、購入した物品が有効に活用されているかといったことが問題になります。

(参考・検査の観点) [検査の観点](#) | [検査の実施](#) | [会計検査に関する活動](#) | [会計検査院 Board of Audit of Japan \(jbaudit.go.jp\)](#)

国の予算が国民の税金で賄われているということを考えると、裁判所の運営上必要な基本経費である光熱水料、消耗品費、郵便・電話料及び各種設備の保守経費等を適切に執行することはもとより、裁判所の課題であるデジタル化に関連する経費や施設整備に関する経費を含めて、各調達においては、後述する決算検査報告において不適切な事態であるとして指摘事項とされることにより、適正迅速な裁判の実現に支障が生じるようなことがないように、各調達案件の仕様の内容が所期の目的を達成するものとなっているか、競争性を高めるための開拓や声掛けに取り組んでいるかなど、正確性及び合規性だけでなく、3Eの観点からも問題がないかを意識して事務を行うことが大切です。

なお、3Eの観点を意識することは、司法行政部門だけに限られるものではなく、裁判部門においても、国の予算から支出される証人等の出頭旅費や録音反訳費用などの裁判諸費の執行において同様となります。

また、裁判事務に関連する会計事務に関し、裁判部において作成・取得された文書でも、事務局が司法行政文書として取得していれば、会計検査の対象となります。

裁判部の皆さんにおかれましても、日頃から会計検査院の五つの観点を意識して事務処理に当たってください。

## 3 会計検査の実施方法・根拠

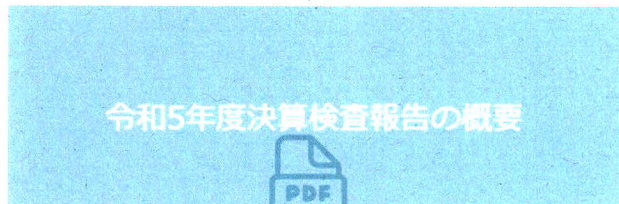
検査の実施方法としては、書面検査と実地検査があります。

書面検査は、皆さんが、各庁から提出している計算書や証拠書類による検査です。会計検査院による検査という実地検査をイメージする方も多いと思いますが、計算書や証拠書類により1年を通して常時検査されています。根拠は会計検査院法24条です。

次に、皆さんがイメージされる実地検査は院法25条によるもので、裁判所には「受検義務」が課されています。検査院は、院法26条により帳簿や書類などの提出要求や関係者に対する質問をすることができる権限があり、受検庁はこれに応じる義務があります。

(参考・関係法令) <https://www.jbaudit.go.jp/jbaudit/law/index.html>

## 4 説明会・研修資料



決算検査報告説明会配布資料



公正取引委員会連絡協議会配布資料（会計検査院分）

（参考・会計検査院に特に興味がある方は）[会計検査のあらまし](#) | [刊行物等](#) | [公表資料](#)・[刊行物等](#) | [会計検査院 Board of Audit of Japan](#)

## 5 決算検査報告掲記事項

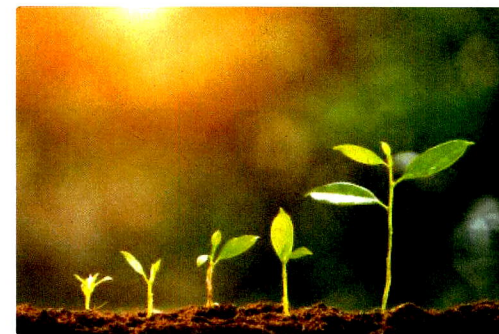
会計検査院は、検査終了後、憲法90条に基づいて検査報告を作成します。この検査報告は、会計検査院が1年間にわたって実施した検査の成果を明らかにした文書で、内閣に送付され、内閣から国会に提出されます。

検査報告は、国民が予算執行の結果について知ることができる重要な報告文書であり、内閣送付のときには、マスコミを通じて広く報道され国民の関心を集めているものです。

検査報告の内容は非常に多岐にわたっておりますが、検査の所見が記述されているもののうち、不適切な事態とされるものは「指摘事項」とされます。

指摘事項とされた場合、国会に報告されるとともに検査院及び裁判所のHPに掲示され、是正措置等を求められるとともに今後の予算要求等に対しても影響を及ぼすことになるため、日頃から会計検査院の五つの観点を意識して事務処理に当たってください。

（参考・検査報告）[令和5年度決算検査報告の特徴的な案件](#) | [令和5年度決算検査報告（最新）](#) | [検査結果](#) | [会計検査院 Board of Audit of Japan](#)



（参考・検査報告DB）<https://report.jbaudit.go.jp/>

